

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会(第6回)

平成27年12月15日

○山本座長 出席者が全員揃いましたので、「第6回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。会議の開会にあたり、松本副大臣よりご挨拶いただきたいと思います。それでは、松本副大臣、よろしくお願ひします。

○松本副大臣 こんにちは。消費者担当の内閣府副大臣を拝命しました松本でございます。構成員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席いただき、ありがとうございます。

本懇談会では、これまで、多重債務問題の状況について各種の指標で継続的に確認するとともに、借り手対策として、相談窓口の整備・強化や予防のための金融経済教育の強化などのテーマについて議論してきたと承知しております。

厳しい現実があったわけですが、おかげさまで随分改善をされたと聞いているところであります。多重債務問題に関する指標、これまで各方面の皆様の協力をいただいたことに心から改めて感謝を申し上げる次第であります。

なお、今後ともこれをしっかりと状況をフォローしていくかなければならない。そして、関係省庁や関係の皆様としっかりと連携を密に取り組んで、政策の実を上げていかなければならぬと考えているところであります。

本日の懇談会では、昨年4月に施行されました生活困窮者自立支援法に基づく支援制度の実施状況、地域における先進的な取り組みについて、御紹介をしながら、皆様方の御意見を伺うことになっていると聞いております。

生活困窮者の皆様、そして、多重債務に悩む皆様、問題が大きく重複、重なっているという点がございます。両対策に取り組む各機関の連携体制を構築していく上で、皆様の御意見を最も尊重しなければならぬ。こう考えているところであります。

どうぞ、今日も忌憚のない御意見を、論議を賜りまして、私どもに御指導賜りますことをお願いし、挨拶といたします。ありがとうございました。

○山本座長 松本副大臣、どうもありがとうございました。

なお、松本副大臣は、他の公務のため、ここで退席させていただきます。

それから、カメラさんはここまでということで、御退室をお願いします。

○松本副大臣 中座する失礼を許していただきたいと思います。活発な御議論をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(松本副大臣退室)

○山本座長 そういたしましたら、恒例ですけれども、会議の具体的議事に入ります前に、事務局から配付資料の確認と委員の出欠につきまして御説明をお願いいたします。

○鈴木消費者政策課長 私は、本懇談会の事務局を務めております、消費者庁消費者政策

課長の鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

本日配付している資料につきましては、配付資料一覧ということで議事次第の下に1枚つけてございます。

資料1 「多重債務問題をめぐる現状について」。

資料2 「ヤミ金融事犯の検挙状況」。

資料3 「生活困窮者自立支援制度の状況について」。

資料4 「生活困窮者自立支援制度を活用した多重債務者相談の取組」ということで、今日来ていただいている京丹後市さんからの資料。

それから、資料5以下が委員の方からいただいている資料でございます。

資料5が「貸金業法施行後の状況」で、新里委員からの資料。

資料6が「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査結果報告」で、山下委員からの資料。

資料7は、今日御欠席でございますが、竹島委員から提出された資料ということでございます。

それから、配席図も配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

不足がございましたら、事務局のほうにお申し出ください。

出欠でございますが、埼玉大学の重川委員、中央大学の杉浦委員、川崎市の竹島委員が御都合で今日は御欠席となっております。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に沿って、以下、進行させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

これより、議事次第の「3. 多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向について」に入らせていただきます。

まず、関係省庁からの説明を受けまして、その後、討議の時間を設けたいと考えております。全体の目安といたしましては、トータルで1時間半とすることを予定しております。また、その節目節目で報告内容について質疑をいただきたい。そして、最後は全体討議を行うというイメージで考えてございます。

それでは、関係省庁からの報告ですが、まずは毎回御報告いただいております関係指標についての御報告をいただきたいと思います。

資料1につきまして、金融庁から御説明をお願いします。

○黒井信用機構企画室長 それでは、右上に「資料1」と書いております「多重債務問題をめぐる現状について」という資料をご覧いただきたいと思います。

1枚目のところでございますけれども、5件以上無担保無保証借入の残高がある人数及び貸金業利用者の一人当たりの残高金額というところで、まず5件以上無担保無保証借入の残高がある人数につきましては、これまで同様、減少傾向が続いておりまして、直近の

平成27年10月末現在におきましては12万人という状況となっておるところでございます。また、一人当たりの残高金額につきましても、わずかながら減少しております、直近の平成27年10月末現在におきましては52.3万円という状況ということで、減少傾向が続いておるところでございます。

続きまして、次のページになりますけれども、多重債務に関する消費生活相談の概況とということでございますが、こちらにつきましてはPIO-NET、全国消費生活情報ネットワークを通じて全国の消費生活センターから寄せられた、多重債務という項目に関して御相談いただいた件数につきまして集計したものでございます。

こちらにつきましても、平成20年以降、相談件数につきましては減少傾向が続いておりまして、今年の11月30日の登録まででございますけれども、今年度分につきましては前年同期と比べまして減少傾向が続いているという状況となっておるところでございます。

続きまして、もう一枚おめくりいただきまして、こちらにつきましては相談事例などについても御紹介させていただいておるところでございます。

相談内容でございますが、多重債務そのものというよりは債務をこれまで返済してきたのだけれども、何か新しい事情が生じたりして返済が滞って、どうしたらいいのかということで御相談いただくといった事案が多くあるように受けとめておるところでございます。

具体的には、例えば3つ目の項目などですと、5年ほど前からカードローンを利用して残債務が数十万円ほどあるが、病気になって支払いが困難になったという事情がある。

4つ目などですと、10年ほど前から生活費の補填に借金をし、毎月数万円を返済しているという状況の中で、母子家庭になりということで、そうした事情があって、ますます生活が困窮しているという状況。

あるいは5つ目のような、けがをして仕事ができなくなつて生活保護申請中ということで、こうした新しい事情が起きて、返済が難しくなつて御相談いただくというものが多いのかなという印象を受けておるところでございます。

また、全国の消費生活センターに寄せられている案件ということもあります、まずは第1報として、このセンターに寄せられていくということで、今後の方針を示してもらうために御相談いただくという件数が多いとも思っております。

先ほどの5つ目の案件につきましても、支払えなくて、どうすればいいかという御相談をいただいたり、あるいは1つ目ですけれども、アルコール依存症で休職中ということで、妻とも離婚の予定だが、住宅ローンが支払えないで何とかしたいというような、そもそもどうしてよいのかということで御相談いただくようなケース。

あるいは方針は決まっているけれども、その具体的な方針に従つて何をすればよいかがわからないようなケースなどもいただいているということで、繰り返しになりますが、3つ目のケースなどですと自己破産させたいという御相談。あるいは6つ目の最後ですと、他に複数社から借入れがあり整理したいという思いもあるものの、その方法がわからず御相談いただくような、そういういたケースが相談として寄せられているのかなというふうに

思っているところでございます。

続きまして、次のページの、多重債務が原因とみられる自殺者数でございますけれども、こちらにつきましては年単位で統計をとっておる都合上、前回お出しした数字と変わっておりませんが、平成26年につきましては前回御説明したとおり、多重債務が原因と見られる自殺者数につきましては677人と、制度改正が行われた平成19年のときに比べますと65.7%減という、非常に大きな減少ということで、制度改正の効果があらわれているところでございます。

最後のページに内訳の部分を出させていただいておりますけれども、（1）の男性、女性の区分でご覧いただければおわかりになりますとおり、男性が非常に多いという傾向はございますが、それ以外での（2）の職業別自殺者数につきましては、多様な職種で自殺が残念ながら発生している状況でございます。

まとめた数字があらわれておるところといたしましては、一番下の段に「無職」という段がございますけれども、無職者の中の失業者、あるいは年金・雇用保険等生活者のところにある程度大きなまとめた数字が挙がっているという状況となっているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

続きまして、資料2につきまして、警察庁から御説明をお願いいたします。

○津田生活経済対策管理官 警察庁の生活経済対策管理官の津田と申します。よろしくお願いいたします。

「ヤミ金融事犯の検挙状況」ということで、お手元の資料に沿って御説明いたします。

最初に、具体的なヤミ金融事犯の現状についてでございます。1枚目の表のグラフの注のところにありますように、我々、無登録高金利事犯というものは、ここでは貸金業法の無登録営業、それから、出資法の高金利の禁止違反、こういったものを呼んでおるところでございます。これがまさにヤミ金融事業者そのものに対する取り締まりになるわけでございますけれども、これについての検挙の状況は最初の1のグラフ、表のとおりでございます。

被害の面につきましては、一般的に大型の事件の検挙があれば増加するという傾向はありますが、平成25年度につきましては質屋を偽装したヤミ金融事犯が多発したということで、被害額が約150億円ということで、大きなものになっております。本年上半期につきましても、1つの事件で約87億円の被害を出した事件というものがあった関係で、その結果、半年間で123億円を超える結果になっております。

具体的な検挙事案につきましては、2のところで3つほど御紹介させていただいているところでございます。

無登録高金利事案につきましては、全体的に減少傾向にあるということでございますけれども、本年上半期だけを見れば下げるまっている感じがあると言えるのかなと思ってお

ります。

警察庁といたしましては、ヤミ金融業者自体が単純に減少しているということは必ずしも考えておりません。レンタル携帯電話の悪用、それから、かけ子、出し子の完全分業とか、そういう形で彼らは考えられないような方法を使っておりますから、ある意味、警察とこういう悪い連中との知恵比べが続いているのが実態かなと思っております。

そのために、新たな手口、一見、ヤミ金融事犯と思えないような事犯についても見落とすことがないよう、相談者の方からは詳細な事情聴取を行って、積極的に事件化を図るよう、各県に指導しているところでございます。

また、ヤミ金融事犯は合同で当たる方が良いということもありますので、警察庁のほうがリードしまして、各都道府県警察に対し、合同・共同捜査を行って取り締まりに当たるよう指導をしておるところでございます。

各都道府県警察におきましても、消費生活担当課とか貸金業担当課、そういったところの行政と連携を密にさせていただきまして、情報を収集していく、意見交換に努めております。

次に「3 ヤミ金融関連事犯の検挙状況の推移」でございます。

関連事犯につきましては、注にありますように「貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等をいう」ということでございますが、これにつきましては検挙人員、検挙件数とも年々増加傾向にありますけれども、本年の上半期だけを見ますと、昨年度より減少したところでございます。

また、これらの検挙以外にも、犯罪に利用されている携帯電話あるいは口座、こういうものを無力化していくことも重要であると思っております。

次のページにあります「4 携帯電話対策の状況」でございます。

(1) は携帯電話の契約者確認のところで、これは携帯電話不正利用防止法に基づく手法でございます。昨年、平成26年度の上半期は結構増えておったわけですので、平成27年上半期は減少はしておりますけれども、本年上半期もそれまでの年以上の件数を計上しているところでございます。

次に(2)のレンタル携帯電話の解約要請で、これは契約店に解約を依頼する手続きでございますが、ヤミ金融業者が使用しているレンタル携帯を把握した場合は着実に依頼するよう、今、指導しているところでございます。

このほかにも、レンタル携帯電話につきましては、検挙であるとか、それから、携帯キャリア各社、ドコモ等と協議しながら、運転免許証等で本人確認をせずに、ヤミ金融、振り込め詐欺の犯人たちにレンタルしていたことが確認された回線を使えなくする、利用できなくなる対策、役務提供拒否要請と呼んでおりますけれども、これらも進めておるところでございます。

最後に、ヤミ金融事犯に使用された疑いのある口座、これについて、警察から金融機関に対する口座凍結のため情報提供を行っている件数でございますが、ここにあるとおりで

ございます。

要請件数自体は、減少しているところでございます。ただ、同じ口座について複数の警察から情報提供なされた分を除いた対象口座数は変化していないことから、認知から情報提供までのスピードアップが図られて、今までですと複数であったところが集約されているのかなというふうにも考えているところでございます。

資料の説明は以上でございますけれども、ヤミ金融事犯についての犯行ツールの遮断についてもあわせて、今後とも手を緩めることなく、継続した取り締まりを推進していくと考えております。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでの関係省庁からの説明、資料1と資料2の説明でございますが、これらの説明につきまして、委員の皆様から御質問・御意見を頂戴したいと存じます。

御発言がある方は挙手をお願いいたします。

新里委員、お願いします。

○新里委員 新里です。

金融庁の資料の中ですけれども、多重債務者が減ったということは成果だとは思うのですが、後でもお伺いしたいと思ったことは、消費者金融が保証人となって、金融機関、銀行の貸付状況については、残高は一説には4兆6,000億円ぐらいまで増えて、消費者金融の貸し付けよりも多くなっているのではないかということが、今、正確なデータはちょっとわかりませんけれども、言われたりしているところです。実はある方の借入状況を見ますと、上側が総量規制対象の債権となっていて、真ん中のところに保証契約債権という格好で、具体的に消費者金融等の保証会社の名前が出ていて、その他の、銀行のほうの名前は出ていないのですけれども、そういうことになっていて、そこもあわせて見ていかないと多重債務者の本当のところになってこないのではないか。

今後の指標として出していただくときに、そういうものも含めた格好でデータ化をしていただいて出していただくことが可能なのかどうか、そこら辺も教えていただければなと思います。

○山本座長 では、金融庁のほうからお願いします。

○黒井信用機構企画室長 銀行カードローンの関係の御質問かと思っておるのですけれども、銀行での融資につきましては、我々としてカードローンのみについての統計はとっておりませんでして、日銀でカードローン等ということで、中小企業などに対する当座貸越でございますとか、応急ローンなども含めた統計値については数字はまとめておるところでございます。そちらにつきましては、その数字、直近、平成27年9月末で4.8兆円ということで、その数字は把握をしておるところでございますけれども、これは御指摘のカードキャッシング以外のものも含まれているということもありますけれども、その数字のまとめ方については今後検討させていただきたいと思っています。

○山本座長 新里委員、とりあえずよろしゅうござりますか。さらに再質問等。

○新里委員 結構でございます。

○山本座長 検討いただくということですので。

他に御質問・御意見等はございますでしょうか。

浜田委員、お願いします。

○浜田委員 浜田でございます。

最近の特殊詐欺の新たな手口といたしまして気になる事例があるのですが、コンビニなどで購入できるプリペイドカード式の電子マネーを利用して現金をだまし取るケースが目立っております。こちらにつきましては、基本的には不当請求に当たります。クレジットカードであれば割賦販売法の規制で不当請求を差し止めることはできますけれども、プリペイドカードの規制はこれからだと思います。これについて消費者保護の観点からは同程度の規制は必要だと思いますが、こちらに関してはいかがでしょうか。

○山本座長 これは金融庁のほうからお願いいたします。

○黒井信用機構企画室長 まず、クレジットカードの関係につきましては、クレジットカードを利用した、加盟店による不適切なサービスの提供、あるいはサービスが受けられないということでのカードの加盟店管理対策等につきまして昨年の8月に消費者委員会から建議が行われ、産構審で検討されて、今年の7月に報告書がまとめられたと認識しております。

この動きに合わせるような形で、今年の8月ですけれども、電子マネー、特にサーバー型のプリペイドカードのうち、主にインターネットを利用してサービスが提供されていく電子マネーに関して、同じように割賦販売法を踏まえつつ加盟店管理、あるいは苦情処理体制整備につきまして検討するよう消費者委員会から建議が出されておるところでございます。

その具体的中身やその後の対応につきましては、そうした建議を受けまして、現在、金融審議会で議論が行われているところでございまして、こうした議論も踏まえた上で、我々として適切に対応してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○山本座長 浜田委員、とりあえずはよろしゅうござりますか。

○浜田委員 ありがとうございました。

○山本座長 今、検討中であるということのようでございます。

ほかに御質問・御意見はございますか。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 最近、事業金融の、新たにファクタリングというように名前を騙っている連中が横行しているという話を聞くことがありますけれども、このような実態について何かわかつているものがございましたら、この後の会議で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○山本座長 それは、そちら側のほうからお答えいただけますでしょうか。

警察庁のほうからは何か。

○津田生活経済対策管理官 我々基本的にヤミ金融事犯全般を担当しているところでございますが、現在のところ、当官においてファクタリングを仮装した検挙事例については把握していない状況にございます。今後、事件になりそうな、そういう動向があれば、教えていただければ都道府県警察で適切に対応したいと考えております。

○山本座長 そういうことで、山下委員のほうからも、情報等がございましたら御提供等をお願いしたいということで、そういうデータがあれば、またこちらの検討への支援もいただきたいと思います。

ほかに御質問・御意見はございますか。

よろしゅうございますか。

非常に多岐にわたる、それぞれ重要な御指摘をいただきまして、どうもありがとうございます。

一応、先に進めさせていただきますが、なお、後のほうでもまた戻って、こちらの資料1、資料2についても、後ほど討議の時間において御発言いただくことも可能でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、資料3の「生活困窮者自立支援制度の状況について」につきまして、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○本後生活困窮者自立支援室長 厚生労働省生活困窮者自立支援室長の本後でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料3に基づきまして、本年4月に施行になった生活困窮者自立支援制度、の施行状況につきまして御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の制度の概要でございますが、制度は大きく必須事業と任意事業に分かれます。

福祉事務所設置自治体は全国で901ございますけれども、この自治体で、生活困窮に関する相談を幅広く受けとめるという自立相談支援事業を、必須事業という形でやってございます。

一方、任意事業は自治体の任意ですので、各自治体さんで選択をしてやっていくということになりますが、相談の中で、必要があれば、必要な任意事業につないでいくということになります。

家計に関しては、2. の3ポツ目ですけれども、家計相談支援事業ということで、家計の相談に関する事業を用意しているということでございます。

2ページ目は、必須事業である自立相談支援事業の実施状況でございます。

まずは、運営の方法といたしましては、自治体の直営が4割で、委託が5割、直営と委託を組み合わせてやっているパターンが1割です。

委託で見てみると、社会福祉協議会に委託されているケースが76%ということで、かなり多くなっています。

実施場所につきましては、役所・役場内というものが6割ということになっておりまして、運営方法で直営が4割ということでしたので、委託でありながら、場所としては役所でやっているという、場所に着目して一体化をしているような自治体も多く見られるということでございます。

3ページ目は、自立相談支援事業における支援員の状況です。

自立相談支援事業に関しましては、(1)のとおり、支援員の実人員で4,200名弱ということになっておりまして、主任の相談員と相談支援員と就労支援員の3種類がそれぞれ配置されているということでございます。ただ、兼務も多くなっておりますので、いろいろな職種を兼ねながら、あるいは別の事業も兼ねながらやっているケースもあるということでございます。

4ページ目は、現在の実施状況です。

新規の相談受け付け件数ですが、一番下を見ていただきますと、人口10万人当たり、少し色の塗られているところですけれども、人口10万人当たりで見ますと、約16件、毎月、新規相談があります。これは昨年までモデル事業をやっておりましたが、モデル事業をやっている団体ですと、人口10万人当たり5件未満という自治体が4割ぐらいあったのに比べますと、やはり制度が本格施行されて、相談が大幅に増えているというふうに考えております。ただ、まだまだ相談件数は増えるであろうと思っておりまして、周知とか関係機関との連携など様々な事を考えているところでございます。

相談支援事業に関しましては、相談を受け付けまして、必要な方についてはプランを作成するという形にしておりまして、そのプランの作成件数ですと、16件弱のうち約3件はプランを作成しているということです。これに関しましては、もう少しプランが増えていくといいかなと思っています。先ほどの家計相談支援を使うケースは、このプランを作成して使うことになります。

続きまして、5ページ目は、現在の実際の相談の状況です。

一番左のグラフですが、男性が6割。それから、40代、50代、65歳までの世代で、おおむね相談の半数を占めているということです。本人から御連絡、あるいは来所でつながるケースが4割、また、関係機関からの紹介というケースが3割という形になっています。

続きまして、6ページ目です。プランをつくったケースにおける、本人の状況です。

右側のグラフですけれども、経済的困窮というものが5割いらっしゃいますが、しばらく下に行っていただきまして、家計管理の課題、あるいは多重・過重債務あたりが13%、12%ぐらいという形になっています。

1ページ飛ばしていただき、8ページは、任意事業の実施状況についてです。

家計相談支援事業につきましては、平成27年度は205自治体ということで、23%の自治体となっておりますが、来年度につきましては40%ぐらいまで実施率が高まるのではないかと考えております。ここに書いてある数字は夏時点の数字ですので、まだ自治体の中で予算編成の前でありますので、もう少し減ると思いますが、4割ぐらいまで行くのではない

かと考えております。

9ページ目は、自治体ごとの状況でございます。

家計相談支援事業の実施割合は下のグラフになりますけれども、都道府県ごとに、その都道府県の中でどれくらいの自治体でやっているかということですが、例えば^⑭、右のほうですが、熊本県さんに関しましては全ての自治体でやっているということになります。一方で、全くやっていないゼロ%というところがあり、このあたりはばらつきがあるということですので、やっていない自治体さんはぜひ積極的に取り組んでいただきたいということをお願いしているということです。

2枚飛ばしていただきまして、12ページ目ですが、家計相談支援事業の概要を整理したものでございます。

「事業の概要」の箱の中ですけれども、具体的な支援業務として、家計管理に関する支援、家計表等の作成支援といったものが主な内容になってございます。加えて、滞納の解消や、各種給付制度等の利用に向けた支援があります。それから、債務整理に関する支援、貸し付けのあっせんといったことを行っていくということになっております。

その結果、どういった効果があるかというものをまとめたものが13ページです。前回の会議のときに、制度の成果という話もあったということありますので、少し、そのあたりをまとめてみております。

これは平成26年にモデル事業でやったときの効果ですが、家計相談の利用があるケースとないケースで、家計が改善した人の割合というものを比べてみると、利用がないケースでは約1.7人が改善となっていますが、家計相談を利用しますと5.7人が改善ということになっております。約3.3倍、家計改善の効果が見られるということでございます。

同じくありなしということを比べますと、債務の整理という効果があったということに関しては5倍の効果で、また、直接、債務とか家計ではありませんが、対人とか家族関係の改善が見られたというケースも約1.8倍の効果があります。

それから、増収者の割合ということでいきますと、家計の相談ありなしということで約2倍の効果がありまして、さらに就労開始・増収者という、就労開始というものまで含めてみると約1.2倍という効果があります。丁寧に家計の支援をやっているということで、債務の整理とか家計の改善というものにつながるばかりでなく、増収・就労、それから、対人・家族関係の改善の効果も見られるということになっております。

最後、14ページ目ですが、さらにこの支援を多くの方にお届けしたいということを考えております。何しろ、まず相談支援事業、窓口につながっていただくということが必要であります。

1つは、御本人に届くように制度の広報・周知をしていくということ。もう一つ、真ん中の課題2ですが、関係機関から相談としてつながってくるケースがかなり多くありますので、関係機関との連携体制をこの自立相談支援事業の中で作っていくことが一つかなと考えております。

本制度はまだ始まって9カ月というところですけれども、これからさらによくしていくために皆様の御意見をいただきながら育てていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

続きまして、資料4の「生活困窮者自立支援制度を活用した多重債務者相談の取組」につきまして御説明いただきます。本日は、京都府京丹後市の寄り添い支援総合サポートセンターの藤村様においていただいております。藤村様のほうから資料4につきまして、御説明をお願いいたします。

○藤村支援員 皆さん、こんにちは。私は京都府にあります京丹後市寄り添い支援総合サポートセンターというところで主任伴走支援員ということで業務にあたっております。

この寄り添い支援総合サポートセンターは個々の取り組みを、生活困窮者の取り組みもそうですし、多重債務者への取り組み、消費生活、そういったところの取りまとめを含めたセンターの運営、そういったところを全てやっている場所が、この寄り添い支援総合サポートセンターということです。私は所属で言いますと健康長寿福祉部生活福祉課企画民生係ではあるのですけれども、そこにはデスクはなくて、実際、デスクがあるのはこの寄り添い支援総合サポートセンターというところでして、所属についてもプロジェクトチーム的なチームを持っており、そのチーム員として業務に当たっております。

そうしましたら、説明をさせていただきます。

京都府の中でも最北部ということで、表紙にございます。

人口は5万7,000人ということで少ないのですけれども、もともと平成16年に6町が合併して市制を引いたところになっております。もう10年もたったのですけれども、人口はやはり減少傾向という地域です。

2ページ目を見ていただいたらと思います。ここでの相談件数の推移について御説明させていただきたいと思います。

この寄り添い支援総合サポートセンターでは、よく市にある市民相談室という機能がございまして、本当にさまざまな相談が電話でかかってきます。かかってきたものを一定、分類したような形になっているのがこの件数の要旨です。ただ、今、相談については少しずつ減っていっているのですけれども、多重債務相談を除く消費生活の相談だけが伸びている状況になっております。

続きまして、3ページです。ここが私の所属しています福祉部、市民部、商工部と、所属課が分かれているところをチーム化しているところの御説明になります。

私はもともと「くらし」と「しごと」の寄り添い支援センターということで、生活困窮者の取り組みのもう一つ前身のパーソナル・サポート・サービスモデル事業で、そこを実施するためにつくられた「くらし」と「しごと」の寄り添い支援センターというところで立ち上げのときからさせていただいております。それで今、それこそ生活困窮者自立支援制度の中で制度運用、相談支援を実施しております。

あと、市の中にくらしの資金という福祉資金の貸付業務がありまして、こちらについては今年度、この寄り添い支援総合サポートセンターの業務として来ております。

あと、多重債務相談・支援室。こちらにつきましては、開設が平成19年、この後になるのですけれども、商工部所属の消費生活センターが平成22年に開設でありまして、消費生活センターよりも先に多重債務相談支援室というものを設置しております。これはやはり自殺の問題であるとか、そういったことで多重債務者が市内にたくさんいるという現状を解決するために、この多重債務相談・支援室というところを開設して、多重債務の相談・支援を専門に専門員を置いて、24時間、携帯を持ちながら支援に当たっていくということで、平成19年に開設しております。こちらについても、現在は寄り添い支援総合サポートセンターの中で業務に当たっております。

あと、市民相談室です。こちらは平成17年、合併が平成16年ですので、翌年、平成17年に開設していまして、こちらについては本当に市民からのさまざまな相談を受けるような窓口になっております。

それで、先ほど説明させていただきました、商工部に所属しているものが消費生活センターということで、それより前からやはり市民相談の中に消費生活とか、多重債務の中に消費生活の問題があったりとか、そんなところから市民相談室に消費生活相談員の資格を持った者がいて対応していたところもあったのですけれども、消費生活相談に対応するセンターを平成22年に設置しております。

現在は、ここの5つの業務が寄り添い支援総合サポートセンターで実施しております。それなので、私も生活困窮者の取り組みももちろん業務として携わらせてはいただいているのですし、消費生活相談とか多重債務、あと、資金貸付といったところにも顔を出させていただいているようなところになっております。

これは京丹後市の市長の思いもたくさん入っておりまして、市長は中山なのですけれども、誰一人置き去りにしないまちづくりを進めていくのだと。やはり誰一人置き去りにしないということは本当にどんなささいな相談でも聞かせていただいて、そこからお話をさせていただいて、解決の方法とか、もし御自身で解決ができないような問題であったらこちらのほうも支援させていただく。ここでの相談についてはさまざまな内容の相談があり、生活困窮者の相談であったり、消費生活の相談であったり、多重債務の相談であったり、さまざまではあるのですけれども、この寄り添い支援総合サポートセンターは、どのような相談でも受けさせていただいて解決に何とかして導けるように寄り添っていくというセンターで、誰一人置き去りにしないまちづくりを進めていっております。

現在は総勢14名ということで、1つの課よりももしかしたら少し大きいぐらいの部署になっております。

あと、それに相互に連携するようなところでですが、自殺のない社会づくりです。こちらのほうも京丹後市で取り組みを進めておりまして、不名誉なことではあるのですけれども、一部報道で、京丹後市という名前を挙げて、自殺が多いという報道がされたこともあ

りまして、それだけではないのですけれども、やはりこういった自殺をされる方がいるような社会というところを何がしか変えていかなければというところで取り組みも進めております。これについては、本当に寄り添い支援総合サポートセンターの取り組みと非常に密接に関連しております。連携もさせていただいているところ。そういうことが進んでいけば幸福のまちづくりが進んでいくということで、こういった取り組みを相互に各部署間で連携をさせていただいているところです。

こちらは、今日、どれぐらいの時間で説明ができるかなと思いまして、目いっぱい詰め込ませていただいたので文字だらけなのですけれども、それぞれのセンターの業務、さまざまな業務をさせていただいておりますので、列挙させていただいております。先ほど、大体御説明させていただいておりまして、その中でも生活困窮者自立支援制度の中の説明、こちらにつきまして説明させていただきたいと思います。

自立相談支援事業というところです。相談を受けて、プランニングをして、支援をさせていただいて、問題解決に進んでいくというところの事業です。これは当然、必須事業ですので、以前からさせていただいていることですので、実施しております。

就労準備ということで、やはり相談を受けていく中で、仕事をしなければとか、仕事をしたいとか、そういった方はたくさんいらっしゃるのですけれども、なかなかそうはいかない。最近、少し雇用のほうも回復しつつあるのかなというのも何となく感じる部分はあるのですけれども、そういったときにでもやはり就労が困難な方がいらっしゃいますので、そういう方に対して事業として支援をしていく就労準備支援事業といったことを取り組んでおります。

一時生活支援事業は、緊急的に、住居がないような方に対して住居を見つけるまでの間、宿泊を提供させていただいているところです。

あと、学習支援。こちらに関しては、やはりさまざまな困難な方がいらっしゃるのですけれども、そこをたどっていくと、やはり子供にたどり着いてしまうというところで、これをしなければ根本的な解決にはならないだろうというところで学習支援をさせていただいているところです。ただ、学習支援とはいいましても、勉強を教えるということを目的にしているのではなくて、学習ができるような環境を構築することに視点を持っております。

あと、社会的孤立者等居場所づくり事業ということで、地方創生の部分も使わせていただいているところです。やはり孤立者への対策と地域の方と地域外の方との交流施設というところで社会的まちづくり事業というものにも取り組んでおります。ただ、生活困窮者の事業の中で、家計相談支援事業がこの中に入っていないというのがございまして、実際に補助金の、交付金の申請をそのときにも出させてはいただいておりません。

ただ、こういった寄り添い支援総合サポートセンターの取り組みとして、多重債務とか消費とか、そういったところには取り組んでいますし、パーソナル・サポート・サービスとか、そういったところから実は家計の問題とか、そういうことにも取り組んでいることから、自立相談支援事業の自立相談支援員が、この家計相談支援事業のための支援員の研

修も既に受けています。

そういう方がいますので、寄り添い支援総合サポートセンターの中で実際は家計相談支援事業をさせていただいております。貸し付け業務の中になっている部分もありますし、そういうところから家計相談というものをやらないのではなくて、やっています。家計相談支援は非常に大切なものですし、働くときにもどれだけ、その人が働かなければ、どれだけ給料をいただかないといけないのか。そういうことを計算するためにも必要ですし、幾ら20万円とかの就業についていたところで、出費が22万円であったら意味がないことですので、やはりこういったところで、非常に重要で、そういう部分ではいいと思います。

こちらのほうのセンターの相談の流れというところは、チーム制を引かせていただいていますので、さまざまな関係機関と連携をさせていただいております。

もう一つが、市で市内限定のフリーダイヤルをセンターに引いております。そういうところから、電話相談というものは非常にたくさんいただいております。ただ、中身については本当に多岐にわたって御相談をいただいておりまして、借金のお話、仕事のお話、生活ができないとか、中には恋愛で悩んでいるとか、本当に多岐にわたって電話がかかってきております。

2回線引いておるのですけれども、接続率については90%ぐらいであると思います。やはり長いようであればちょっと違う電話を使わせていただいたらもさせていただいていますので、そういうところでの接続はされているものの、非常にたくさんのお電話とかをいただいております。

そういうところから、本当にこの人が何が必要なのか。そういうところを、電話でのアセスメントであるとかスクリーニングをさせていただいて、もし本当に今すぐに多重債務の整理が必要であるということであれば、多重債務の相談員が受けますし、そうではなくて、やはり何かお仕事とか、そういうことありましたら、生活困窮者相談支援員が受けますし、ただ、電話は全員がとられるような状態ですので、誰がとるかはわからないのですけれども、全員がそうやってアセスメント、スクリーニングというものをする必要があって、それをして、それぞれの専門に渡していく。そういう流れでやっております。

ですので、相談者につきましては何に困っているから、これに困っていて電話をかけるのですけれども、私たちはたくさん聞かせていただいて、相談の中身を分解させていただいて、それで対応させていただくような形で、中には多重債務の相談員もつきますし、消費生活の相談員もつきますし、自立相談支援の相談員もつきますし、本当に生活している中の問題ですので、さまざまな問題を抱えている状況が非常に多くありますので、そういうところで私どもがやっているチーム制というところで対応ができているのかなと考えております。

続きまして、次の6ページですけれども、関係性ということでございます。

お話をさせていただいているのかなとは思っているのですが、先ほども申し上げましたとおり、多重債務相談支援室に電話をかけるのも、仕事のことで困っている相談も、市民相談みたいな形の、土地の境界がどうのこうのなど、いろいろ相談についても1つの窓口で受けさせていただいているので、そこから区分けをしているという状況になっております。これに対応するためそれぞれの担当がそれぞれの業務を知っているような状態、さらには一定の理解をしているという状況。そういう状況をつくり出すためにさまざま研修にも行っていただきますし、そういうところで知識をためていただいて、そういう振り分けができるような状況にするということと、本当に密接な関係と、それぞれのセクションではあるものの、密接に連携を相互に図ることができるようなことになっております。

あと、先ほど紹介をさせていただいたのですけれども、自殺予防で、そちらのほうとも関係性というものは必要に感じております、これは京丹後市の状況です。

年齢別については、依然として中高年齢層に多い。あと、やはり男性で、40代から高齢者にかけて多くて、過去6年間で約55%を占めているというところです。

同居人の有無は、京丹後市についても80%に同居人がいる状況であります。

あと、職種別というところは勤め人で、ほとんどが男性ということです。女性は年金・雇用保険等生活者が多く占めています。

それで、原因・動機として、健康問題、経済・生活問題が約60%、約30%は不明という状況です。

やはり、こういったところからも経済的な問題、こういったところとは密接に関係するので、健康問題というところも本当に肉体的な病気ではなくて、精神的な病気の結果というものも多くありますので、寄り添い支援総合サポートセンターにつきましては、市の保健師とか京都府さん等、そういうところと一緒にになって相互にフォローし合うという形をとっております。

寄り添い支援総合サポートセンターでできることというのは、本当にさまざまな相談を受けるのですけれども、名称には冠がない。生活困窮者というものもないですし、別に障害者というわけでもないですし、そういうところの冠を外していくところなのです。障害者や困窮者といったものを、自分はそうではない。明らかに病気でしょうという状態であっても、自分の病気を認識せずに来られますし、あと、自分が生活困窮であるという認識を持たない方がやはり多いです。また、余りそういう冠というところは外して、名前についてもつけていくことで、自殺予防の関係で保健師のほうからリファーなど、他機関からの紹介を受けるということも非常に多くあります。

あと、場所についてなのですけれども、市役所内ではなくて、敷地内に設置しております。敷地内の別棟に設置しております、寄り添い支援総合サポートセンターがあるところには社会福祉協議会さんとか、あと、若者サポートステーションといったところも併設しているような形で、本当にさまざまな相談に対して幅広く対応しているような形です。

当然、私も市役所の職員ですので、事務所の職員ではあるものの、できる限り横幅もきかせるといいますか、横串を入れたいのですが、なかなか横串は入れられないので、いろいろな人を頼っていくという形で、チーム制を引いていくことでさまざまな関係課、市役所内の関係各課と連携ができる。そういったところから次の段階として関係部署に関係している関係機関につながっていけるというところで、これが京丹後市の多分特徴のある取り組みなのだと思って、こういったところとかでも説明させていただいております。

そうしましたら、以上で京丹後市の説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

それでは、御説明いただきました生活困窮者自立支援制度施行後の状況についてと、京丹後市の取り組み事例につきまして、皆様の御質問・御意見を頂戴したいと存じます。

御発言がある方は挙手をお願いいたします。

行岡委員、お願いします。

○行岡委員 どうも御報告ありがとうございました。

京丹後市さんのところで、すごいのはやはり自治体の事業ですとこんなふうにいろいろな指標を1カ所でバックアップできるといったところがあったので、話を聞いていてとても感動したのですが、1つ質問なのですけれども、市民の側から、例えば連絡をしていくときには寄り添い支援総合サポートセンターというところの電話一本で全部、例えば消費生活センターは別にあるとかではなくて、一緒になっているということなのでしょうか。

○山本座長 お願いします。

○藤村支援員 一本の電話で生活相談も支援相談も多重債務相談も生活困窮者の相談も受けられるようになっております。ただ、ほかの電話もそれぞれが持っていたりもします。

○行岡委員 ありがとうございました。

お聞きした上で意見がちょっとあるのですけれども、なかなか忙しくて報告が出せなかったのですが、私どものところも多重債務相談で生活再生相談室というものと、それから、今年度の4月から自治体の委託を受けて家計相談支援事業所という形で2つ相談室を運営しています。生活再生相談室のほうは独自事業という形でやっていまして、自治体委託のものは家計相談支援室というものをまた別に運営しているという、2つやっているわけです。そういう中で、多重債務相談という生活再生相談室の相談件数というものは、御報告にあったように、この4月から10月の7カ月間を昨年と比較すると、平成26年度はこの7カ月間で804件だったのですが、平成27年度は617件で、76.7%に確かに減少しております。

しかし、一方で、家計相談支援事務所が立ち上がっていますので、こちら側は相談件数がそれなりに上がってきていますし、債務整理も含めて、11月単月だけのところを比較すると家計相談支援室に来ている相談は95件です。同じように生活再生相談室に来ている相談件数が72件で、両方合わせて、多重債務も含む、いわばお金の相談というものが167件なのです。昨年のところの11月単月という意味では生活再生相談室のみで145件ですから、今

年度は家計相談と生活再生相談と両方合わせると167件で、去年よりも相談件数は115.2%に伸びている。困窮者支援というものが広がって、お金に関する相談窓口が増えて、多様な形で掘り起こしにつながっていっているというのがあるのではないかなと思います。

ただ、私どもの立場から言いますと、家計相談支援事業所の相談員と生活再生相談室の相談員はきっちり分けています。家計相談支援事業所のほうは、いわば自治体の委託を受けていますので、税金が入っているということと、生活再生相談室のほうは独自でやっていて、かつ、これは消費者行政のほうからのお金が少し、予算をいただいている、応援をいただいているというのがあるものでダブルにならないように、数字的にも分けて、人も分けてというようにしているのですけれども、先ほどの京丹後市さんのお話を聞きますと、1本でやっているとお聞きしますと、何かそれは魅力的だなと思うというのが1点です。

では、どういう内容の支援をやっているかといいますと、生活再生相談室のところは貸し付けも含めてやりますが、家計相談支援事業所がもしお金の貸付けが必要と判断した場合は社協さんとかグリーンコープに貸付斡旋をしてくれるというところが違うぐらいです。あとはいわば借金の問題というものは、生活がいわば収入だけでは回らない、いろいろな事情があって回らなくなって、滞納がたくさん重なったり、あと、生活ができなくなってお金を借りるというところにつながっていますので、そういう意味では多重債務のいわば債務整理だけをしてもどうにも解決しません。したがいまして、それ以外の借金をする背景というものがありまして、病気であったり、リストラに遭って収入が減ったりとか、そういう問題をどう一緒に解決していくかということがないと、結局、多重債務相談だけでは解決しない部分があるのです。

したがいまして、生活困窮者自立支援法という新しい制度と多重債務問題というものは結構重なっている部分が多いので、そこら辺が何らかの形で連携してやれるようになつたらいいなどの希望を持っているといいますか、そこら辺を何らかの形で、連携という形で壁が越えられるようになったらいいなと思っています。

ただ、生活再生相談室がなくなつて、家計相談支援事業所だけで全部いくかといいましたら、家計相談支援事業所だけではなかなか解決しないというのと、生活再生相談室のほうが民間なので敷居が低くて、御相談にお見えになる方もあると、そこら辺も勘案して多重債務相談窓口と家計相談支援事業所の何らかの連携の方策を考えていきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○山本座長 貴重な御意見、ありがとうございました。

私、冒頭、全体を1時間半でというふうに申しましたけれども、かなり貴重な取り組み事例とか詳細な御報告をいただきまして、もしかしたら若干時間を延長させていただく可能性もあるかなと、今、考えております。

しかしながら、委員の皆様で、事前にこの後の全体討議との関係で資料を提出されている方もおられます。それらの方も御予定がある可能性もありますので、御提案ですけれど

も、まだこの厚労省さん、それから、京丹後市さんからの報告について御質問・御発言のある方がおられるかと思いますが、最後の全体討議で御存分に発言していただくことにしまして、恐縮ですけれども。

では、厚労省さんはお時間の都合をつけていただけるそうですが、京丹後市さんは帰りの新幹線の御都合もあるということで、京丹後市さんへの御質問・御発言は、今、いただいたほうがよろしいということでございますので、こちらのほうに絞って、さらに御質問・御意見がある方はお寄せいただければと思いますが、いかがでしょうか。議事が混乱しまして、失礼いたしました。

いかがでしょうか。

では、まず渡邊委員、次に山下委員にお願いします。

○渡邊委員 少し細かい点なのですけれども、京丹後市さんの取り組みのレベルを持っていくのは大変なことだと思います。1点お聞きしたいのは、そういうときに困るといいますか、悩ましいのは、孤立の支援ということだと思います。いろいろな窓口を広げればそれなりのどこかへ相談をしていただくことができ、それが一つのきっかけになります。孤立した方の場合恥だと思い、むしろ抱え込んで言いたくないという方が多いですし、実は一番問題を持っていらっしゃいます。そういう方に対するサポートといいますか、掘り起こしといいますか、何か対策をお持ちなのでしょうか。

○山本座長 京丹後市さん、どうぞ。

○藤村支援員 なかなか、やはりすごく難しいところだなとは感じております。ただ、やはり一軒一軒、訪問していくなどということも現実的ではありませんので、どうやってそこを見つけ出して掘り起こしていくかというところで、地域の方というのは見ていらっしゃる部分はあったりとかがあります。多いのが、民生委員さんというのは本当にどこの地域も多分取り組まれているとは思いますし、それ以外の自治会のほうにも個別に説明をさせていただいております。こういった取り組みをしているので、困っている方がいらっしゃったら、まずは相談からにはなるけれど紹介をお願いしております。あと、訪問という形で当然、相談に行かせていただいていますので、そういったところでつなげていただくとか、あと、相談に来られる方にも周りにそういった方がいたら連れてきてねと伝えておくと、結構連れてこられるのです。やはりつながりがあるのでしょうね。そういったところで連れてこられるというのがある。

あとは、さまざまなシンポジウムがあると広報とかを当然させていただいているし、地域のFMラジオとかケーブルテレビといったところにも積極的に広報をさせていただいております。ただ、こちらについては総合相談ですので、生活困窮であるとか、そういったことについては全然表には出しておりません。暮らしや仕事のこと、お金のこと、そういった本当にいろいろなことでお困りのことがあったら御連絡くださいという形で広報をさせていただくことで、ほとんど直接かけてこられる方もやはりそういったことを聞かれて、誰か、友達に聞いてとか、そういう形で来られる方がどんどん増えていますので、やはり

一定効果は上がっているのかなと感じております。

○山本座長 よろしいですか。

では、山下委員からお願ひします。

○山下委員 大変ためになるような取り組みをされているというように思いましたけれども、私どもの協会でも、その家計相談支援というものの生活再建カウンセリングという名前で我々も相談センターを通じて行っているのです。この取り組みというものは、1件の事案について大変長い時間で、最初は相談をして、プランニングをして、実証研修をして、その後、また相談をして、手直しをしていくという、1件についての時間が非常に長くかかるというところが我々にとっては非常に大きな悩みでもあるのです。

それで、1人の者の相談件数はやはり限りがありますので、この件数がどんどん増えてくると当然、この相談要員というものが必要になってきます。ところが、私どもの協会というものは協会員の会費で運営されている協会でございますので、資金的にもやはり限りがあります。ですから、後ほど各行政庁にはこういう生活再建カウンセリングというものはもっと強化してもらいたいということを実は依頼したいと思っていたのですが、京丹後市さんのはうでも今後、その相談員を増やしていくかなければいかぬという状態が起こり得るのかどうかということです。

もう一点、大変立ち入ったことをお聞きするよう恐縮なのですが「くらしの資金貸付」というものは福祉資金のところでございますけれども、今までの取り上げてきた件数はいかほどあるかということと、実態、この貸付けを行ったときのデフォルト、あるいは3カ月以上の延滞というのはどのくらいの比率で起こるものかということについて教えていただければありがたいと思います。

○山本座長 よろしくお願ひします。

○藤村支援員 まずは相談員なのですけれども、寄り添えば寄り添うほど時間がかかるつたりとか、そういうことも当然ございまして、恐らく全国の相談員が4,000名ということなのですが、比率でいきますと京丹後市は相談員が2名ぐらいの体制のはずです。ただ、京丹後市は6名いるような状態になっております。それは当然、寄り添って支援をしていくことに対して時間もかかるケースが非常に多い。その人の生活を立て直すとか、そういうことには非常に、本当にプランニングからその検証までというところも、3カ月とか半年、それを3～4回繰り返してみたいなことがよくあります。

それなので、やはり人員については必要で、現在は6名おり、充足している状態かとは思っております。ただ、やることというのはやり尽くせないといいますか、どこまでやるかというのはいつも相談員が議論を交わしているようなところでして、どこまで提供して、どこから、やはり本人さんにやっていただくことですので、そことの兼ね合いというところで非常に論議をさせていただいております。

ただ、京丹後市については1人の相談者に対して2名体制をとらせていただいているというのが人員の多い原因にもなってはおります。1人でやると非常に独善的になりやすい

ものでして、私もそうなのです。自分の楽なほうにその人を流そうとしてしまいますので、そういったところを予防したりとか知識の浅さとか、でこぼこをなくすためにもそうやって人数を一定確保しているところです。人数を確保することには毎年、この時期が予算の時期なのですけれども、精いっぱい取り組んで、何とか予算を確保していっているような状況です。

あと、くらしの資金です。くらしの資金につきましては、済みません、手元にデータはないのですけれども、年間10～20件ぐらい貸し付けをさせていただいております。それで、延滞が起こる率のところが私のほうでは把握し切れていない部分なのですが、今、滞納整理の強化月間ということで、滞納整理に当たれということで指示が飛んでいまして、私が受け持つのが4件、そういった人が8名いますので、32件ですか。32件は多分、30～40件ぐらいを滞納整理の中で話をしに行くという件数になっていますので、それを、今が11年間の中での人数ですので、すごく多いわけではないのかなと感じております。

ただ、この貸し付けをするのが、これまでと平成27年度で全然体制が違いまして、相談員がつきながら貸し付けをしていますので、今年度からというのはもっと滞納は減るのかなと思っております。貸付け後のフォローを充実させていただいているので、貸し付けるだけでおしまいではなくて、そこから生活再建のお手伝いをさせていただくという方向に切り変わっておりますので、滞納についても減少傾向になる予定です。データとかがございませんが、申しわけありません。

○山本座長 どうもありがとうございました。

ほかに京丹後市様のほうに御質問等はよろしいでしょうか。

そういたしましたら、これより全体の討議の時間とさせていただきます。

委員の皆様から、あらかじめ資料を御提供いただいておりますので、まずこちらのほうを先に御紹介いただきたいと思います。

資料を御提供いただいた委員のうち、最初に新里委員のほうから御説明をお願いいたします。

○新里委員 お時間をいただきまして、ありがとうございます。

「貸金業法施行後の状況」ということで、日弁連のほうで、データ等を踏まえてグラフ化したものでございまして、時間との関係もありますので1点だけ、7ページのところを見ていただいて、これは「自己破産件数の推移」ということなのですから、2014年の段階で、個人の自己破産の件数が6万5,000件という格好です。その前年は、7万2,000件、その前々年は8万件を超えてきたという状況です。まだ最高裁から統計が出ておりませんけれども、推計値からしますと6万3,000件ぐらいになるのではないかということで、破産の件数自体が、多重債務者は非常に減ってきたという話がありました。今後どう下がっていくのか。また、多くならないのかというのがすごく危惧されているところではないかなと思っています。

その点からしますと、やはり非正規の方が非常に増えてくる中で、収入が減少してきて

いるという収入の問題。それから、先ほど述べましたように、どうも銀行系のところが消費者金融の方を保証人として貸し付けをしている。そこが非常に増えてきて、消費者金融そのものの貸付けより増えてきたという、先ほど報告があるようでございますので、そこがかかわっているのではないのかなというところです。

そうなってきますと、総合的な監督指針、金融庁さんがつくっている中で、例えば銀行が貸すときの、金融庁が出された適切な審査体制等の構築ということで、いわゆる貸金業法は銀行には適用にならないわけですけれども、指針が出ている中で、過剰なお金にならないよう、顧客の実態を踏まえた適切な審査体制を構築されているかということが監督対象になっているわけです。それが本当に十分になされているのか。そのところについて、どんな状況なのか、私どもすると少し危惧を持っていまして、これは前回の懇談会の中でも、この消費者金融の保証での銀行の貸付けの問題と、奨学金の問題も指摘させていただきましたけれども、どうも銀行のところについて、十分目配りをしないと再燃するのではないかということですので、その監督状況についてどんな感じなのか。部署が違うのかもしれませんけれども、ちょっと教えていただければということでございます。

あと、言う機会がこれで最後だと思いますので、まとめて厚労省の方にも、多重債務問題改善プログラムの中ではセーフティーネット貸付けとして社協の生活福祉資金貸付制度が位置づけられていたわけですけれども、この困窮者支援の取り組みの中で、もう少し機能できるような仕組みになってくれればいいなという思いがありまして、その点ではどんな動きになるのか。こんなところで教えていただければということでございます。

2点でございます。

○山本座長 今、2つほど、御報告等を含めて質問等をいただいたところですが、金融庁は、先ほど統計は日銀のほうでとっておられるというお話をしたが、今、監督指針について、何かこの場で対応できる範囲でコメントがあればと思いますが、いかがでしょうか。

○黒井信用機構企画室長 新里委員からも話がありましたように、先ほどの部分は監督局という別の部署で対応させていただいているところではあるのですけれども、御指摘いたしましたとおり、私どもの中で銀行に対して監督業務を行っていくに当たっての監督指針というものを定めておりまして、その中で消費者向けの貸付けを行う際の留意事項ということで、改正貸金業法の趣旨を踏まえて適切に審査体制を構築するということを監督指針の中に記載させていただいておるところでございまして、消費者向けの貸付けについて適切な業務運営のもとで対応していくことで、健全な消費者金融市場の形成に貢献していくよう監督を行っていると承知しておるところでございます。

その結果はどうかという部分ということがと思うのですけれども、ただ、私どもの現状で、融資の中でそうした問題が大きく発生しているというところで、先ほども自己破産ケース、今年も減少になりそうであるという御指摘もあったところではございますが、まだ何か問題が起きたということ自体は我々として認識しているわけではないです。

先ほどの日銀の統計による融資額も増えているのは認識をしておりますけれども、その

融資が増えること自体は否定されることではないかと思いますが、仮に破綻などのケースが増えるということであるとしますと、監督を適切に対応していくこととなるかと思いますが、現状ではそうした問題が起きているということまでは認識をしているわけではございません。

○山本座長 それでは、厚労省からもよろしくお願ひします。

○本後生活困窮者自立支援室長 社協の生活福祉資金との関係ということでございますけれども、今、おっしゃられましたとおり、生活福祉資金の貸し付けと生活困窮者自立支援法を連携させていくというのが非常に有効であるという認識のもと、今年度、制度の施行に合わせまして、生活福祉資金の中で割と融通のきく貸付けであります総合支援資金、それから、緊急小口資金。そういういた貸付けについては、原則として自立相談支援事業の利用を貸付けの要件にするということで、単に貸し付けるということだけではなくて、それに合わせて家計とかさまざまな課題の状況の相談をセットで対応するという形にしております。そういうことを通じまして、御本人の支援と貸付けということが有機的に連携して御本人の生活を立て直すということにつながっていけばと考えております。

○山本座長 新里委員、今の段階ではこれでよろしゅうございますか。

それでは、どうぞ。

○新里委員 たびたびで済みません。

具体的に把握している件数は、600万円ぐらいの年収の方で、消費者金融のところ、総量規制のところは約90万で、総量規制以外の保証のところを、銀行の保証貸付のところで400万ぐらいあるという事案が具体的な案件としてあるものですから、どうも、もう少し目配りをしていかないとまずいのではないかという質問につながったところです。

以上です。

○山本座長 それは金融庁へということですね。

○新里委員 はい。そうです。

○山本座長 たびたび御指摘いただきましたので、金融庁としても、課題としては認識をされたかと思いますので、今後もまた情勢を踏まえて、さらに必要な対応をしていただけるものかと思います。

それでは恐縮ですが、時間の関係がございまして、次に、資料をお出しeidており
ます山下委員のほうから御説明をお願いいたします。

○山下委員 私のほうからは、毎年公表いたしておりました、資金需要者の現状と動向というアンケート調査の結果がまとめましたので、お手元に配付させていただいたということでございます。

詳細は別途ご覧いただければと思いますけれども、かいづまんで、その内容を御紹介しますと、まず個人の年収や家計収支という部分については、ここのところの経済環境の好況によって、おおむね改善していっているという結果が出ております。

しかしながら、これを所得の階層別に見てみると、年収で600万を超

える者が、いわゆる高所得者層では年収あるいは家計収支とともに昨年よりも改善したというものが悪化したというものを上回っている事態であります。

しかし、いわゆる300万円以下の低所得者層では逆に悪化したというものが改善したというものを大きく上回る結果となっているということでございまして、所得階層による格差が開いているのではないかというように読み取れるということでございます。

また、資金需要者の資金調達面を見てみると、低所得者層の方々においては、希望どおりの借入れができなかつたと答えた方が昨年より増加いたしております。

一方で、個人事業主を中心とする事業者についても見ているわけですが、経営環境が改善しているということでございますけれども、資金調達面では希望どおり調達できたという比率が個人と同様に低下しているということでございまして、貸金業者が案件の取り上げに対して若干慎重な姿勢を示しているのではないかと思われるということでございます。

このような中で、ヤミ金についても調査をしているわけでございますが、ここ数年、ヤミ金というものは利用経験あるいは接觸経験ともに低下をしていっているわけでございます。今回においては、この利用経験・接觸経験ともに上昇しているということが示されておりまして、若干、気にかかるという感じがいたしております。

アンケートの概略というものは以上のとおりでございますけれども、先ほど金融庁のほうから御説明があったとおり、多重債務者数は12万人まで減少したということで、解決に向けて前進をしてきておりますが、現状、年収300万円以下の世帯数は約1,500万世帯あると言われているわけでございますが、こういうことを考えますと、一部には資金の調達を含めて、お困りになるような方々、いわゆる低所得者の方々が一部にはおいでになるのではないかと感じております。

我々は、先ほど申し上げましたとおり、個別の生活再建カウンセリングを実施しておりますけれども、こういう取り組みの必要性というものは今後ますます高まっていくのではないかと思っているわけでございます。行政庁におかれましては、引き続き、ぜひとも適切な対応をお願いしたいと我々は思っております。

以上でございます。

○山本座長 山下委員、どうもありがとうございました。

なお、本日御欠席の竹島委員からも、自殺対策に関する資料を御提供いただいておりますので、各委員におかれましてはこれを御参照いただきたいと存じます。

それでは、時間が超過しておりますけれども、御発言のない委員もおられますので、ぜひこの機会にということで御発言を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

では、まず岩本委員からお願ひいたします。

○岩本委員 先ほど消費者金融会社が保証して銀行が貸し出すというものが増えてくるのではないかという御発言がありましたけれども、そういう割と迅速に貸せるカードローンを扱っている銀行もあるようです。それが安易な借入れにつながることを危惧しているわけでございますけれども、実は個別の審査の内容というものは個々の銀行のノウハウと

いうことになります。ただ、私ども銀行協会の相談室の報告等を見る限りにおいては、安易な形で貸し込んで、それが多重債務のような問題を引き起こしているという認識はまだ持っておりません。

個別行の営業方針ですので、銀行協会で指導するような立場ではないのですけれども、一般の方の相談の中での貸出関係の苦情相談といったものも特段増えている傾向はございませんし、それから、相談室では家計カウンセリングもやっておりますが、年間500件ぐらいのコンスタントな動きで、ここへ来て増えたということをございません。

ただ、各地の消費生活センターの方とも定期的に懇談も行いながら、一般の方の、銀行借入れに関する状況や反応を引き続き注目をしてまいりたいと考えております。

○山本座長 それでは、小澤委員、お願いいいたします。

○小澤委員 私の認識は、岩本委員とちょっと逆でして、新里委員の認識と同様でございます。時間が無かったものですから、今日は資料として、お出しできなかつたのですが、実際は私が受けた事例で、年収600万円の方が消費者金融に200万円、そして銀行のカードローンで800万円、トータルで1,000万円という事例で、今、自己破産の手続を進めています。こういった事例が非常に増えていると感じていますので、その点を御留意いただければと思っております。

○山本座長 その件につきましては、今日は関連する御発言をいただいたところであります。先ほど申しましたように、役所のほうも課題認識をお持ちになったかと思いますので、客観的なファクトの確認も含めて、今後も引き続き関心を向けてまいりたいと思います。

そういうことで、一当たり御発言はいただいたところですが、いかがでしょうか。ぜひにということであればあれですけれども、時間がオーバーしておりますことから、とりあえずは本日の議事といたしましては、このあたりで打ち切りとさせていただければと思います。

事務局のほうから何か連絡事項はありますでしょうか。

○鈴木消費者政策課長 山本座長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

次回の開催につきましては、来年春ごろになると考えておりますけれども、具体的な日程は別途調整の上、事務局から連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

以上です。

○山本座長 それでは、これをもちまして、第6回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を終了させていただきます。

議長の不手際により、時間を大幅に延長しまして、大変失礼いたしました。

本日はどうもありがとうございました。